

「オリパラムーブメント実感プロジェクト」実施業務仕様書

1 業務の名称

「オリパラムーブメント実感プロジェクト」実施業務

2 業務の目的

札幌・北海道でオリンピック・パラリンピックの招致を進めるにあたり、オリンピックやパラリンピックが根本的な精神として目指す、「いかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解しあう」、「多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる公正な機会が与えられている場」「共生社会を具現化するための重要なヒント」など、スポーツにとどまらない大切な価値を、市民に実際に体感してもらうことを通じて浸透させることで、札幌でのオリンピック開催50年を機に新たな価値を見出し市民が共有することを目的とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」に示したオリンピック・パラリンピックが持つ価値を、市民に実感してもらうとともに、多くの市民に浸透させるため、SNSやテレビ等のメディアなどを効果的に活用した一体的な広報・プロジェクト活動を実施すること。

詳細の事業内容は企画提案の結果にうけて、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。

受託者は、下記項目に係る企画、制作、編集、放送、運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整、折衝及びプロジェクトの実施に係るすべての費用の支払い等を行うこととする。

なお、テレビ、ラジオ番組の制作、放送、放映を行うにあたっては、放送回ごとの番組内容の検討、シナリオの作成、出演者の選定、出演交渉など、番組の制作、放送、放映に必要なすべての業務について、委託者と相談しながら受託者が自主的に行うこと。

また、SNSについても、委託者と相談しながら受託者が自主的にその運用に必要なすべての業務を行うこと。

(1) 長期的視点に立った事業コンセプトの組み立てなど

本事業は、2030年までの長期的視点に立った事業展開を見据えたうえで、2021年度にスタートするものである。

したがって、事業の継続性、統一性を踏まえた2030年までの事業の方向性及び事業コンセプトとそのスタートとして2021年度に行う具体的な事業の提案を行うこと。

(2) ロゴマーク、メインビジュアル等の作成

本事業を2030年までの長期にわたって実施するにあたり、委託者が次年度以降も長期にわたって使用できるロゴマーク、メインビジュアル等を作成すること。

(3) 市民が直接参加できる取り組み

プロジェクトの実施にあたっては、受託者が一方的に情報提供などを行うのではなく、SNSなどを活用して市民が気軽に直接参加できる取り組みを行うこと。

なお、市民が気軽に参加できる仕掛けを行うとともに、その仕掛けを実現するための舞台装置（いわゆる映えスポット）を検討、製作し、設置、運用すること。

(4) テレビ広報番組の制作放送

プロジェクトの実施にあたっては、テレビ広報番組を制作し放送すること。

① 番組内容

オリンピック・パラリンピックが持つ価値を、市民に実感してもらうとともに、多くの市民に浸透させることが出来るものとする。

② 提案条件

ア 放送局は、任意とする。

イ 放送回数は、4回以上とする。

③ その他の実施業務

ア 番組の企画、制作及び編集、収録場所の許可関係並びに関係者との折衝等、放送に要する一切の業務及び制作スケジュールの管理

なお、受託者は、各放送回の①出演者の選定、②出演者の調整、③詳細なシナリオの作成を行ったうえで、委託者の確認を受け、④番組の撮影、⑤番組の編集、⑥番組の放映等を行うものとする。つまり、各放送回の企画から放送まで基本的に受託者の責任でおこなうものとするので留意すること。

イ 番組内容に合ったタイトルの提案

ウ 番組内容に沿った放送枠（曜日、時間帯）及び尺の提案

エ 別途本市が指定するファイル形式での制作物の提出

オ 番組の二次利用(二次利用の範囲：市有施設での放映、本市が運営するホームページ及びYouTubeでの放映、本市が主催する参加無料のセミナー・講習会等での放映等)の可否についても提案すること。

カ 番組宣伝など視聴率向上につながる企画があれば提案すること。

(5) チラシ、リーフレット、ポスター等の作成・配布

市民への直接的な呼びかけのツールとしてリーフレットやチラシ、パンフレット、グッズなどを作成し、各種取組の中で配布や掲出等を行うこと。

(6) 独自提案

ラジオ番組の制作放送、YouTube ライブの実施、今後自由に使える新たなテーマ曲の製作提供など、本プロジェクトの実施にあたって必要と考えられる独自企画の提案は妨げない。

また、広報テレビ番組について、2分30秒以上の放送枠が確保できる場合は、費用の一部を負担する民間企業等スポンサーを確保することもできるものとする。

5 権利関係

(1) 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

(3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

(4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

(6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。

- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

8 本件に係る問い合わせ先

札幌市総務局広報部広報課 加藤、瓦本、田中

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：011-211-2036 F A X：011-218-5161

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。